

議会関連についての付記

1. 議員の条例定数の変化

平成 14 年 7 月～平成 19 年 3 月	25 人
平成 19 年 4 月～平成 23 年 3 月	23 人
平成 23 年 4 月～平成 26 年現在	20 人

2. 議員報酬の変化

役職	議長	副議長	議員
平成 10 年 4 月 1 日	544,000	499,000	472,000
平成 15 年 7 月 1 日	522,000	479,000	453,000
平成 22 年 4 月 1 日	512,000	469,000	444,000
平成 23 年 4 月 1 日	502,000	460,000	435,000
平成 24 年 4 月 1 日	491,000	451,000	426,000
平成 25 年 4 月 1 日	481,000	441,000	417,000
平成 25 年 10 月 1 日	456,950	418,950	396,150
平成 26 年 4 月 1 日	481,000	441,000	417,000

3. 政務活動費について

- ・ 議員が市政に資する政策の調査、研究するために支給される
- ・ 議員1人が対象とされるが、会派に支給される
- ・ 現在(平成 26 年度)1人月額 12,500 円、年額 150,000 円支給されるが、報告書を提出し、残額は返却となる